**平成２４年（フ）第４４号**
福井県敦賀市樋ノ水町12番地の２　吉河
債務者　大谷　　満
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２４年（フ）第４５号**
福井県敦賀市樋ノ水町12番地の２　吉河
債務者　大谷千江子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２４年（フ）第２７６号**
山梨県笛吹市石和町中川1259番地２
債務者　石川　勇斗
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２８１号**
山梨県甲府市飯田３丁目10番11号
債務者　野木千恵美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４９号**
長野県中野市諏訪町１番８号
債務者　山上　茂子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５６号**
長野県岡谷市長地権現町２丁目１番13号
債務者　高野　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第５７号**
長野県岡谷市長地権現町２丁目１番13号
債務者　高野奈緒美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第７０号**
岐阜県飛騨市神岡町寺林325番地12　２棟406号
債務者　尾形　　進
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第３０号**
鳥取県西伯郡南部町池野449番地　越敷野町営住宅第８号
債務者　片山由美子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第８８号**
広島県三原市宮浦３丁目２番23号
債務者　川上　圭子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第９２号**
広島県尾道市山波町727番地５
債務者　定光　敏雄
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第２８号**
徳島県海部郡牟岐町大字中村字清水108番地５、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字清水１番地４
債務者　津田　照幸
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２４年（フ）第１９３号**
福岡県うきは市吉井町清瀬345番地12
債務者　吉里　武彦
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１９４号**
福岡県うきは市吉井町清瀬345番地12
債務者　吉里しとみ
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第２１４号**
福岡県久留米市城島町城島519番地２
債務者　過能　慶信
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１７２号**
北九州市小倉南区曽根新田北３丁目６番39号
債務者　友枝　幸男
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１７３号**
北九州市小倉南区曽根新田北３丁目６番39号
債務者　友枝真由美（旧姓濵本）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部